

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和2年8月24日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

1. 監査対象 社会福祉法人 新庄市社会福祉協議会の令和元年度の財務に関する事務の執行について
2. 監査期間 令和2年7月10日から令和2年7月31日まで

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
団体に対する補助金の支払いについて、交付要綱を整備し、適切な交付事務の執行に努めること。	今年度中に補助金交付要綱を整備し、適切な交付事務の執行に努めます。